

平成 26 年 9 月 2 日

会 長 ・ 理 事 長 談 話

- 丸大証券元役職員の逮捕について -

日 本 証 券 業 協 会
会 長 稲野和利
日 本 投 資 者 保 護 基 金
理 事 長 増井喜一郎

本日、警視庁捜査 2 課において、丸大証券株式会社の元役職員 3 名が金融商品取引法第 43 条の 2 第 2 項に基づく分別管理義務違反の容疑により逮捕された旨発表された。

丸大証券株式会社は、平成 24 年 3 月、顧客資産を保全するため信託会社に信託すべき金銭を過少に計上し、その差額を自社の運転資金に不正に流用したとして、関東財務局より登録取消処分を受けた。当該不正行為に伴い、日本投資者保護基金では顧客資産返還のため、同社の顧客 634 名に対し、計 1 億 7,237 万 8,957 円の補償を行い、また、日本証券業協会においては昨年 11 月 1 日付で同社の除名処分を行った。

当該不正行為は、金融商品取引法に規定される分別管理義務に違反するとともに、投資者及び証券業界全体の信用を失墜させ、ひいては我が国資本市場の信頼性を揺るがしかねない重大な違反行為である。そのため、日本証券業協会及び日本投資者保護基金は関東財務局とともに、本年 5 月 1 日、警視庁に対し、当時の同社代表者及び経理担当役員に対する厳重な処罰を求めるため告発を行っていたところ、本日、警視庁から同人ら逮捕の事実について連絡を受けたものである。

引き続き、警察及び検察における捜査の推移を見守っていきたい。

以 上

罪名

金融商品取引法第 198 条の 5 第 1 号に掲げる同法第 43 条の 2 第 2 項（顧客資産の分別管理義務）違反